

障害児通所支援事業所の
運営基準に係る留意事項

令和 6 年 4 月から障害児通所支援事業所の運営基準の改定等が行われます。以下の内容について、あらためて御確認いただき、事業所の適正な運営をお願いします。

項 目	義務化等の時期 (対応すべき期限)	内 容
①事業所の支援プログラムの作成等	令和 6 年 4 月 (令和 7 年 3 月※)	◆ 5 領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成が義務化。 ◆ インターネットの利用その他の方法により支援プログラムを公表する必要がある。
②自己評価・保護者評価の充実	令和 6 年 4 月	◆ 事業所は <u>従事者による評価を受けた上で</u> 、自己評価を行うとともに、保護者による評価を受け、改善を図る必要がある。 ◆ 自己評価及び改善の内容について、インターネット等で 1 年に 1 回以上公表を行う。
③個別支援計画の共有	令和 6 年 4 月	◆ 児童発達支援管理責任者は作成した個別支援計画を保護者に加えて、 <u>当該保護者が利用する障害児相談支援事業所</u> にも交付することが必要とされた。
④虐待防止措置の徹底	令和 4 年 4 月 ※減算は令和 6 年 4 月	◆ 次の場合に新たに減算が適用となる。 ①虐待防止委員会を定期的に（年 1 回以上）開催していない場合 ②虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施していない場合 ③虐待防止措置（上記①②）を適切に実施するための <u>担当者</u> を配置していない場合
⑤業務継続計画の作成	令和 6 年 4 月	◆ 作成が義務化された業務継続計画（新興感染症と非常災害の両方とも）が未作成の事業所について、基本報酬の減算が新設。

【問い合わせ先】
地域生活・医療的ケア児支援担当
T E L 0 4 8 - 8 3 0 - 3 3 1 7